

鎌倉市海水浴場広告事業入札参加要領

令和 7 年（2025 年） 5 月

鎌倉市市民防災部観光課

目 次

	ページ
1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 入札件名・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 入札物件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4 契約条件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5 入札参加に当たっての注意事項・・・・・・・・	1
6 入札日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
7 入札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8 入札参加資格の喪失・・・・・・・・	2
9 質問及び回答について・・・・・・・・	2
10 入札参加の申込・・・・・・・・	2、3
11 入札書用紙等の発送・・・・・・・・	3
12 入札の方法・・・・・・・・	3、4
13 開札・・・・・・・・	4
14 入札の無効・・・・・・・・	4、5
15 入札保証金・・・・・・・・	5
16 その他・・・・・・・・	5
17 問い合わせ先・・・・・・・・	5

1 趣旨

例年、材木座海岸・由比ヶ浜・腰越海岸に開設している、鎌倉市海水浴場の収入確保を図るため、鎌倉市海水浴場広告事業実施のための一般競争入札を行うものです。

2 入札件名

鎌倉市海水浴場広告事業

3 入札物件

鎌倉市海水浴場広告事業一覧表のとおり

4 契約条件

(1) 使用条件

入札物件は鎌倉市海水浴場広告事業として使用すること。

詳細は、鎌倉市海水浴場広告事業仕様書を参照のこと。

(2) 広告掲載期間

令和7年（2025年）7月1日から令和7年（2025年）8月31日まで（62日間）

5 入札参加に当たっての注意事項

入札に参加を希望される方は、本要領を熟読のうえ入札参加申込みしてください。

6 入札日程

公告日	令和7年（2025年）5月1日（木）
公表期間	令和7年（2025年）5月1日（木）から 令和7年（2025年）5月15日（木）まで
質問受付期間	令和7年（2025年）5月1日（木）から 令和7年（2025年）5月15日（木）午後5時まで
質問回答日	令和7年（2025年）5月16日（金）まで
入札参加表明書提出期間	令和7年（2025年）5月1日（木）から 令和7年（2025年）5月15日（木）午後5時まで必着
入札書用紙等発送日	令和7年（2025年）5月16日（金）以降、順次発送
入札書提出期間	令和7年（2025年）5月16日（金）から 令和7年（2025年）5月27日（火）午後5時まで必着
開札日	令和7年（2025年）5月29日（木）※時間未定

※開札時間及び場所については、入札書送付資料にてお知らせします。

※上記公表期間中に、本入札にかかる資料一式のダウンロードをお願いします。

7 入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、入札参加申込日から落札決定日までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要となります。

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- (2) 監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (3) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- (5) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 前記 7 の資格及び要件のいずれかを備えなくなったとき。
- (2) 「入札参加表明書」に虚偽の記載をしたとき。

9 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和 7 年（2025 年）5 月 1 日（木）から

令和 7 年（2025 年）5 月 15 日（木）まで ※午後 5 時必着

質問提出方法は、指定質問書にて F A X で送信してください。

【送信先】

鎌倉市市民防災部観光課

観光担当

電話 0467-23-3000

FAX 0467-23-7505

(2) 回答日

令和 7 年（2025 年）5 月 16 日（金）までに市ホームページにて回答します。

10 入札参加の申込

(1) 申込期間 令和 7 年（2025 年）5 月 1 日（木）から

令和 7 年（2025 年）5 月 15 日（木）

窓口受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（時間厳守）

- (2) 申込方法 簡易書留又は特定記録郵便にて、令和7年(2025年)5月15日(木)午後5時必着で郵送してください。また、持参の場合は窓口受付時間内に提出してください。

【提出先】

〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市市民防災部観光課

観光担当

(3) 必要な書類

ア 入札参加表明書

イ 業者役員記入表

11 入札書用紙等の発送

入札参加資格の有無を確認し、鎌倉市から次の書類を令和7年(2025年)5月16日(金)以降に発送いたします。

「入札通知書」、「入札書」、「委任状」及び「誓約書」

12 入札の方法

本市から送付されてきた入札書(コピーしたものでも可)において、次に掲げる入札書の記入・封入方法等により、入札してください。

- (1) 「入札書」に必要事項を記入し、代表者印(委任する場合は委任状で届け出た受任者届出印)を押印してください。

- (2) 入札金額は、消費税額等を除いた金額を記入してください。

なお、入札には最低入札価格(事後公表)が設定されているため、ご注意ください。

- (3) 記入した「入札書」は封筒に封入し、封かん部には代表者印(委任する場合は委任状で届け出た受任者届出印)を割印してください。封筒には、本件の入札書であることが容易に分かるように案件名等を記入すること。

- (4) 入札書を郵送する場合は、誓約書等を封入の上、簡易書留又は特定記録郵便にて令和7年(2025年)5月27日(火)午後5時必着で郵送してください。また、持参の場合は、入札書提出期間の午前8時30分から午後5時までに受付窓口へ提出してください。(提出先は「10 入札参加の申込」(2)の【提出先】と同じです。)

なお、期限までに入札書が到着しない場合は、入札書の提出がなかったものとして取扱います。また、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

(5) 必要な書類

- ア 入札書
- イ 委任状（※委任する場合のみ）
- ウ 誓約書

13 開札

（１）実施日等

令和 7 年（2025 年） 5 月 29 日（木）

※開札場所及び時間については、入札書送付資料にてお知らせします。

（２）立ち会い

ア 開札への参加は任意とし、開札は入札事務に関係のない市職員を立ち合わせます。

なお、会場には市職員及び入札参加事業者以外は入室できません。

イ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

（３）落札者の決定

ア 落札者は、市が設定した最低入札（事後公表）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者としします。

イ 同額の入札をしたものが 2 者以上いる場合は、くじ引きにおいて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引きます。

ウ 「14 入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い金額をもって入札した者を落札者としします。

（４）結果の通知

開札の結果は、後日、入札参加者全員に発送します。

（５）入札結果の公表

入札者全員の入札額及び落札者名を市ホームページにて公開します。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入札は、無効としします。

- （１）入札参加の資格がない者が入札したとき。
- （２）入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- （３）同一事項に対して 2 通以上の入札をしたとき。
- （４）他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- （５）入札書に記名押印のないとき。
- （６）入札書の記載要領がはっきりしないとき。
- （７）入札に関し不正の行為があったとき。

- (8) 入札書に鉛筆その他訂正の容易な筆記用具で記入されていたとき。
- (9) 入札書の入札金額を訂正している入札（訂正印が押されているものは除く。）又は入札金額を特定し難い入札。
- (10) 前各号のほか市長が特に指定し、又はこの要領に定める条項に違反したとき。

15 入札保証金

入札保証金は、入札金額の 3/100 とする。ただし、以下に掲げる事項に該当する場合は、入札保証金を免除とします。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去5年間の間に本市、国、他の地方公共団体又は公法人と契約を締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

16 その他

- (1) 前各項に定めるものの他は、各種法令及び鎌倉市契約規則等の定めるところとします。
- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (3) 再入札は行いません。
- (4) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (5) 入札が中止又は延期された場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできません。

17 問い合わせ先

鎌倉市市民防災部観光課

観光担当

〒248-8686

鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市役所本庁舎 1 階

電話番号（代表） 0467-23-3000

電話番号（直通） 0467-61-3884

F A X 番号 0467-23-7505